

御蔵島村特定事業主行動計画

令和 3年 3月 31日
御 蔵 島 村 長
御蔵島村教育委員会

御蔵島村特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条に基づき、御蔵島村長、御蔵島村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 推進に向けた体制整備等

本村では、次世代育成支援対策と女性職員の活躍を推進するため、総務課企画財政係を担当部局とし、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について組織全体で継続的に協議を行うこととしている。

3. 具体的な内容

1. 職員の勤務環境に関するもの

- (1) 母性保護及び母性管理の観点から設けられている特別休暇・育児休業制度等の周知を図る。
- (2) 妊娠中または出産・育児を行う職員の状況に応じた業務分担や配置を検討する。
- (3) 男性職員の配偶者出産休暇や育児参加のための休暇が取得できる環境づくりに努める。

2. 超過勤務の縮減

- (1) 育児を行う職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知する。
- (2) 既存業務について合理化等の見直しを行い、事務の簡素化・合理化を推進する。

3. 休暇の取得促進

- (1) 職員の年次休暇の取得状況を把握し、年5日以上 of 計画的な取得を進め、意識改革を行う。
- (2) 事務処理に置いて職員が相互応援できる体制を整備する。
- (3) 月曜日や金曜日を組み合わせた年次休暇や、祝日と合わせた連続する年次休暇の取得を進める。
- (4) 学校行事や予防接種等、育児に関する年次休暇が優先的に取得できる環境を作る。

4. 女性職員の活躍推進に向けたもの

- (1) 女性職員の積極的な登用を図るため、職員の意欲と能力の把握に努め、意欲に合わせた研修参加や、能力が発揮できる政策形成・人事配置に配慮する。

(2) 女性職員が働きやすい環境整備のもと、育成支援対策の充実や女性が活躍できる職場であることを採用試験の受験申込要綱に明記する。

4. 数値目標

1. 職員の勤務環境に関するもの

出産・育児のための休暇・休業取得率 女性 100% 男性 10%

2. 超過勤務の縮減

各職員の年間時間外勤務時間 360時間以内（他律的業務従事職員を除く。）

3. 休暇の取得促進

年次休暇の取得日数が年5日に満たない職員の割合 0%

4. 女性職員の活躍推進に向けたもの

採用試験の受験者総数に占める女性割合 30%